

## 延岡市林業機械等資格取得支援事業（林業担い手育成推進事業）補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、林業担い手の育成及び確保を図るため、林業に必要な資格を取得させた林業事業体及び資格を取得した個人に対し、予算で定める範囲内で延岡市林業機械等資格取得支援事業（林業担い手育成推進事業）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （補助対象者）

第2条 補助対象者は、次の掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 市内に事務所を置く林業事業体で雇用関係のある林業従事者（本市に住所を有する者）に次条の補助対象講習等（以下「補助対象講習等」という。）を林業事業体の負担で受講させた林業事業体
- (2) 本市に住所を有し、かつ、市内に事務所を置く林業事業体で林業に従事している者で、補助対象講習等をその者の負担で受講した者
- 2 前項第1号の林業事業体の負担で受講した者及び第2号の者は、補助金の申請をした日の属する年度内に補助対象講習等を受講し、修了証又はこれに類するものの交付を受けた者とする。
- 3 第1項に掲げるいずれかの要件を満たす者及び第1項第1号で林業事業体の負担で受講した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者として認められないものとする。
  - (1) 市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がある者
  - (2) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められる者
  - (3) 国県を含む他団体から助成（無料も含む）を受けて補助対象講習等を受講した者
  - (4) 過去に同一の補助対象講習等を受講したことがある者

### （補助対象講習等）

第3条 補助対象講習等は次のとおりとする。

- (1) 玉掛け技能講習（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第36号に定めるもの）
- (2) 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第6号の2に定めるもの）
- (3) 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第6号の3に定めるもの）
- (4) 簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務に係る特別教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第7号の2に定めるもの）
- (5) 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第5号に定めるもの）
- (6) はい作業主任者技能講習（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第15号に定めるもの）

- (7) 小型移動式クレーン運転技能講習（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第27号に定めるもの）
- (8) 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第31号に定めるもの）
- (9) 不整地運搬車運転技能講習（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第34号に定めるもの）
- (10) 造林作業の作業指揮者等に対する安全衛生教育（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第19条の2に関連するもの）
- (11) 林業作業道作設講習（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知によるもの）
- (12) 公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターが実施する林業作業士に係る研修

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象講習等に係る受講料とし、消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。

（補助率）

第5条 補助率は、補助対象経費を合計した額の2分の1とし、千円未満は切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象講習等を受けた日の属する年度内に、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 受講者の氏名、生年月日、住所、受講した講習等の種類、受講料一覧（様式第2号）
- (2) 受講した補助対象講習等の修了証の写し又はそれに類するもの
- (3) 領収書等支払が確認できる書類の写し
- (4) 誓約書及び同意書（様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（申請の取下げ）

第7条 規則第7条第1項の規定による期限は、補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の請求）

第8条 補助金を請求しようとする者は、補助金等交付決定通知書を受領した日から起算して20日以内に、補助金等請求書（規則様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定の省略）

第9条 本事業では、規則第13条第3項に基づき、補助金の額の確定を省略するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を求めることができる。

- (1) 補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象者が第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(事業期間)

第11条 事業期間は、平成30年度から令和7年度までの8年間とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月5日から施行し、平成30年度の予算に係る延岡市林業担い手育成推進事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。